

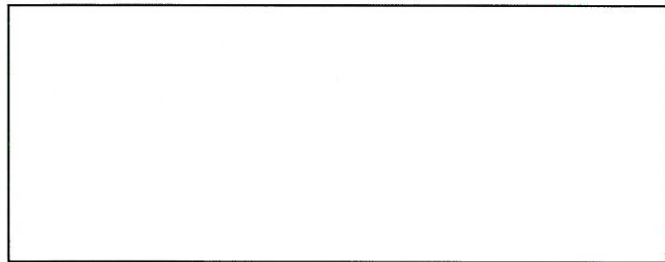
子どもたちの
未来のために…。

民主党政策シリーズ「子どもたちの未来のために…。」

2015年7月3日発行

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1

民主党広報委員会



ママたちへ
子どもたちの
未来のために…。



自民党安倍政権は過去最長の95日という
大幅な会期延長をしてまで、集団的自衛権の行使を容認する
安全保障関連法案の成立を目指しています。

民主党は憲法の平和主義を守る立場から、
政府案に反対します。

私たちは、
今の政府が
提出している
安全保障関連法案
には「反対」です。



日本が直接的に攻撃を受けていなくても、
地球の裏側にまで行って、
他国の行う戦争に参加しなければ、
日本の平和と安定を守れないのでしょうか——。
私たちは違うと思います。

「集団的自衛権」って何？

「集団的自衛権」は、「他国（同盟国）の戦争に参加すること」です。他国の戦争に参加する権利。それが「集団的自衛権」なのです。

日本ではこれまで「集団的自衛権は憲法上行使できない」「海外での武力行使はできない」という憲法解釈が長年にわたって政府見解などによって明確にされ、長年の自民党政権も含め、歴代内閣は40年以上にもわたって、この考え方を確立させてきました。

今、安倍政権は、この憲法解釈を国民に問うことなく閣議決定だけで変更し、「集団的自衛権」を行使するための法案を成立させようとしています。つまり、他国の行う戦争に日本が参加できるようにしようとしているのです。

本当に集団的自衛権を行使しないと、日本の平和は守れないのでしょうか？

今の日本国憲法でも「個別的自衛権」が認められていますので、日本が攻撃を受けたときには戦い、国民を守ることが出来ます。

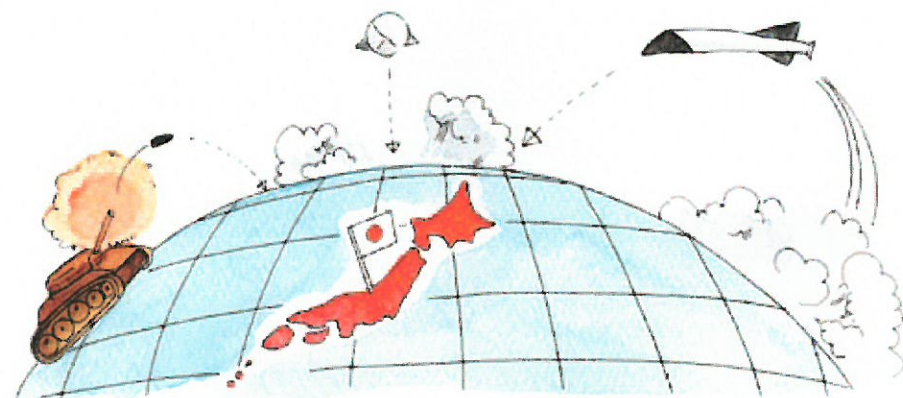
緊張の続くアジア情勢への対応では、例えば武装した漁民がわが国の離島に上陸してくるような「グレーゾーン事態」（有事（戦争）とまでは言えないが、警察や海上保安庁などの警察権の行使だけでは対応できない恐れのある事態を、こう呼んでいます）に対応できるように、民主党は「領域警備法案」をつくり、現在の法律で不足している点を補うことを提案しています。

総理は、お母さんが赤ちゃんを抱っこしたパネルを用意し、現在の憲法解釈では「邦人輸送中の米輸送艦の防護もできない！」と訴えました。そして憲法解釈変更の正当性や、「集団的自衛権」行使の必要性を主張しました。

でも本当に「集団的自衛権」を認めないと、この邦人親子を守ることができないのでしょうか。

答えは「ノー」です。

この話の前提とされている朝鮮半島有事が起こった場合、政府がまずやるべきことは、例えば韓国にいる数万人の日本人を無事に日本に移動させるために、民間航空機や民間船も含めて官民が協力して総力を挙げることです。海上保安庁や海上自衛隊がそれを不測の事態から守ります。場合によっては「個別的自衛権」でこれらを防護することもできます。



むしろ日本が攻撃対象となるリスクが高まります。

「法の番人」、内閣法制局長官。歴代法制局長官らが現在の政府提出法案について「違憲だ」「これは到底従来の政府の解釈の基本的な論理の枠内であるとは言えない」などと政府の法案を批判しているのは、みなさん、御存知の通りです。

元内閣法制局長官の阪田雅裕氏は次のように言いました。

「進んで戦争に参加することで、相手に日本攻撃の大義名分を与え、国民を危険にさらす結果しかもたらさない」――。

戦争に参加するということは、自衛隊員のリスクも高まるし、相手国から狙われる可能性も高まるということ。先人の尊い命を犠牲にした反省から、戦後 70 年、国民全員で守ってきた平和。その平和が侵されるリスクが高まる懸念が拭えないのです。

いつかは徴兵制？ 募る不安。

今回安倍政権は、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の憲法解釈を閣議決定で変更し、限定的行使を可能としました。

そのようなことが許されるなら・・・。

徴兵制も同じです。

憲法は「苦役」を禁止しているだけで、「徴兵制を禁止する」とは書いていません。徴兵制が禁止されてきたのは、あくまでも政府の憲法解釈によるものです。

今回と同じように憲法解釈を閣議決定で変更し、徴兵制は可能であると時々の政権によって解釈が変更される可能性も論理的には否定できないのです。



子どもの笑顔や成長を何よりも嬉しいと思う。

子どもたちの人生に幸あれと願う。

その感情に理由はありません。

そして今、

「安保法案」によって子どもたちの将来が
大きな危険にさらされようとしているのを、
見過ごすわけにはいきません。

どうか皆さんの力を貸してください。

どうか皆さんも声を上げてください。

私たちとともに。

